



不妊や不育で お悩みの方へ

京都市の支援事業のご案内

- ① 不妊症について 1
- ② 一般不妊治療費等助成事業 2
- ③ 不育症治療費助成事業 3
- ④ 不育症検査費用助成事業（先進医療に限る） 4
- ⑤ 助成事業に関するQ&A 5
- ⑥ 不妊・不育に関する相談について 6
- ⑦ 書類提出先・お問い合わせ先 6

① 不妊症について

不妊症とは？

- 妊娠を望む健康な男女が避妊をしないで性交をしても、1年以上妊娠しない状態のことを言います。
- 不妊に悩む方は増えており、不妊症は誰にでも起こりうる身近なものです。

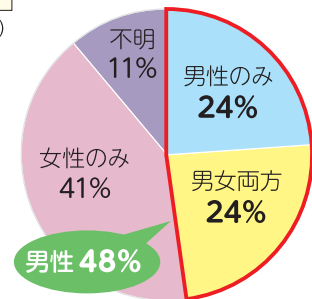
不妊を心配したことがある夫婦	39.2%
不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦	22.7%

(出典：第16回出生動向基本調査(2021年、国立社会保障・人口問題研究所))

4.4組に1組は
治療等
を受けている

不妊症の原因は？

- 女性側だけに原因があると思われがちですが、約半数は男性側にも原因があると言われています。
- 女性は排卵障害や卵管の閉塞、子宮筋腫など、男性は精子を造る機能の障害などが挙げられ、原因は様々です。
また、検査をしても原因が分からない場合もあります。



不妊原因の性別割合

(出典：WHO調査)

不妊に対する認識は？

- 男性不妊に対する理解は進んでいますが、依然として男性側が自身に不妊の原因があることを認識していない場合も多く見られます。
- 不妊はどちらか一方の問題ではありません。ふたりで協力し、支え合って、一緒に取り組むことが大切です。

不妊に悩まれている方へ

- 子どもを産む・産まない、不妊治療をする・しないといった妊娠・出産に係る選択は、当事者であるふたりがよく話し合って決めるものです。
- 不妊は早期に治療を始めることが重要です。妊娠を望んでいても妊娠しない状況が続く場合は、早めにふたりで一緒に検査を受けてみましょう。
- 不妊治療は精神的にも身体的にも負担が大きいものです。ひとりで抱え込まず、専門機関に相談することが大切です。

京都市で実施している助成事業について

本市では、治療を受けている方の経済的負担の軽減を目的として、その治療に要した医療費の一部を助成しています(詳しくは、P2～4をご覧ください)。

種 類	対 象 と な る 治 療	助 成 事 業
一般不妊治療等	○健康保険が適用される次の不妊治療 ・タイミング療法や排卵誘発法、人工授精等の一般不妊治療 ・体外受精、顕微授精及び男性不妊治療(精子を精巣又は精巣上体から採取するために行う手術) ○先進医療に指定されている不妊治療	P2
不 育 症 治 療	○投薬やヘパリン注射などで、健康保険が適用される不育症治療	P3
不 育 症 検 査	○国で先進医療として告示されている不育症検査	P4

2

一般不妊治療費等助成事業

対象となる治療

健康保険が適用される次の治療及び先進医療（保険適用外のもの）が対象となります。

- ・タイミング療法や排卵誘発法、人工授精等の一般不妊治療
- ・体外受精、顕微授精及び男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するために行う手術）

※「不妊症」と診断される前に受けた治療、検査等は対象となりませんので、ご注意ください。

対象となる方

(1)～(2)の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 京都府内の市町村に1年以上住所を有する夫婦（事実婚の方を含みます。）のうち、京都市内に住所を有している間に不妊治療を受けた方
- (2) 各種健康保険に加入している方であって、生活保護世帯に属していない方

助成金額等

京都市内に住所を有している間に受けられた治療に要した医療費の自己負担額の2分の1を助成します。ただし、助成額は1年度（4月1日～3月31日）の治療につき、おひとり当たり6万円(注)を限度とします。

(注) ・ただし、先進医療を伴う不妊治療に係る助成額については、1年度おひとり当たり10万円が限度となります。

・京都府内の市町村の同様の事業による助成金を含みます。

※当該年度分の助成対象かどうかは、治療が行われた日が基準となります。

※不妊治療費に対して高額療養費の支給や付加給付を受けられた（受けられる）場合は、その給付額を自己負担額から控除します。

申請期限

診療日の翌日から起算して1年以内です。

申請手続(①又は②のいずれかの方法で申請)

- ①オンライン申請（二次元コード又はホームページのURLからアクセス）
- ②郵送又は窓口申請（子ども家庭支援課分室へ提出）

オンライン申請



ホームページ



京都市 一般不妊 検索

必要書類

(1)～(3)については、子ども家庭支援課分室、各区役所・支所子どもはぐみ室に置いてあります。（京都市ホームページ「京都市情報館」でも印刷可能です。）

☐ (1) 一般不妊治療等医療機関等証明書

- ・事前に医療機関で必要事項についての証明を受けてください。
- ・院外処方（薬局での薬代）に対する助成を希望する場合は、薬局から証明を受けてください。

☐ (2) 不妊治療費等（一般不妊治療・不育症治療等）助成金交付申請書（オンライン申請の場合は提出不要）

- ・加入している健康保険の種別等の記入が必要です。
- ・助成金を振り込む口座の記入が必要です。（申請者本人名義の口座に限る。）

☐ (3) 事実婚関係に関する申出書（事実婚の方のみ、オンライン申請の場合は提出不要）

- ・別世帯の場合は、「別世帯になっている理由」の記載が必要です。

☐ (4) 高額療養費や付加給付の金額が記載された書類（コピー可）

- ・加入している健康保険から、今回申請する不妊治療費に対して高額療養費の支給や付加給付を受けられた（受けられる）場合は、その給付額等が記載された関係書類を併せて提出してください。

※治療期間が年度をまたぐ場合には、必要書類が2部必要となります。

その他

- (1) 京都府内の市町村から京都市内へ転入された方で、同じ年度内の治療を対象として京都府内の市町村から「不妊治療費等助成金」を受けられた方は、子ども家庭支援課分室へお申し出ください。
- (2) 京都府外の医療機関で受けられた治療に要した治療費も助成の対象となります。

3 不育症治療費助成事業

不育症とは…

妊娠はするものの、流産や死産を繰り返して出産に至らない状態にあることを言います。

対象となる治療

健康保険が適用される治療及び不育症の原因を特定するための検査が対象となります。

※ただし、医療機関において不育症又は不育症のおそれがあると診断された方に限ります。

対象となる方

(1)～(2)の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 京都府内の市町村に1年以上住所を有する夫婦（事実婚の方を含みます。）のうち、京都市内に住所を有している間に不育症治療（検査）を受けた方
- (2) 各種健康保険に加入している方であって、生活保護世帯に属していない方

助成金額等

京都市内に住所を有している間に受けられた治療に要した医療費の自己負担額の2分の1を助成します。ただし、助成額は1回の妊娠につき、おひとり当たり10万円を限度とします。

※京都府内の市町村の同様の事業による助成金を含みます。

※不育症治療費に対して高額療養費の支給や付加給付を受けられた（受けられる）場合は、その給付額を自己負担額から控除します。

申請期限

診療日の翌日から起算して1年以内です。

申請手続（①又は②のいずれかの方法で申請）

- ①オンライン申請（二次元コード又はホームページのURLからアクセス）
- ②郵送又は窓口申請（子ども家庭支援課分室へ提出）

オンライン申請



ホームページ



京都市 不育症治療

検索

必要書類

(1)～(3)については、子ども家庭支援課分室、各区役所・支所子どもはぐみ室に置いてあります。（京都市ホームページ「京都市情報館」でも印刷可能です。）

☐ (1) 不育症治療等医療機関等証明書

- 事前に医療機関で必要事項についての証明を受けてください。
- 院外処方（薬局での薬代）に対する助成を希望する場合は、薬局から証明を受けてください。

☐ (2) 不妊治療費等（一般不妊治療・不育症治療等）助成金交付申請書（オンライン申請の場合は提出不要）

- 加入している健康保険の種別等の記入が必要です。
- 助成金を振り込む口座の記入が必要です。（申請者本人名義の口座に限る。）

☐ (3) 事実婚関係に関する申出書（事実婚の方のみ、オンライン申請の場合は提出不要）

- 別世帯の場合は、「別世帯になっている理由」の記載が必要です。

☐ (4) 高額療養費や付加給付の金額が記載された書類（コピー可）

- 加入している健康保険から、今回申請する不育症治療費に対して高額療養費の支給や付加給付を受けられた（受けられる）場合は、その給付額等が記載された関係書類を併せて提出してください。

※治療期間が年度をまたぐ場合でも、1回の妊娠にかかるものであれば、必要書類は1部で構いません。

その他

- (1) 京都府内の市町村から京都市内へ転入された方で、同じ妊娠期間内の治療を対象として京都府内の市町村から「不育症治療費等助成金」を受けられた方は、子ども家庭支援課分室へお申し出ください。
- (2) 京都府外の医療機関で受けられた治療に要した治療費も助成の対象となります。

4

不育症検査費用助成事業（先進医療に限る）

不育症とは…

妊娠はするものの、流産や死産を繰り返して出産に至らない状態にあることを言います。

対象となる治療

国で先進医療として告示されている不育症検査（保険適用外のもの）で、保険医療機関（※）で実施されているものが対象となります。対象となる検査項目については、京都市ホームページ「京都市情報館」をご覧ください。

※厚生労働省ホームページ（先進医療を実施している医療機関の一覧）に記載されている医療機関で検査を受けている場合に限ります。

対象となる方

（1）～（2）の要件をすべて満たす方が対象となります。

- （1）申請時に京都市内に住所を有する方
- （2）2回以上の流産又は死産の既往がある方

助成金額

1回の検査にかかる費用の7割に相当する額（千円未満の端数は切捨て）を助成します。ただし、助成額は1回の検査につき、6万円を限度とします。

※今後、新たに対象となる検査が追加された場合は、助成金額が変更になる可能性があります。最新の情報は京都市ホームページ「京都市情報館」をご覧ください。

申請期限

原則として、検査が終了した日の属する年度内です。

申請手続（①又は②のいずれかの方法で申請）

- ①オンライン申請（二次元コード又はホームページのURLからアクセス）
- ②郵送又は窓口申請（子ども家庭支援課分室へ提出）

オンライン申請



ホームページ



京都市 不育症検査 先進医療 検索

必要書類

（1）～（2）については、子ども家庭支援課分室、各区役所・支所子どもはぐくみ室に置いてあります。（京都市ホームページ「京都市情報館」でも印刷可能です。）



（1）不育症検査費用助成検査受検証明書

- 事前に医療機関で必要事項についての証明を受けてください。



（2）不育症検査費用助成事業申請書（オンライン申請の場合は提出不要）

- 助成金を振り込む口座の記入が必要です。（申請者本人名義の口座に限る。）



（3）医療費の領収書（コピー可）

5 助成事業に関するQ&A

一般不妊治療費等助成事業

Q 不妊治療を行う医療機関は、指定の医療機関がありますか。

A 医療機関の指定はありません。助成事業の対象となる治療を実施しているかは、受診を検討している医療機関にお問い合わせください。

Q 妻が治療を受けましたが、申請者は夫でも良いですか。

A 申請者は、医療機関等証明書の受療者（不妊治療を受けた方）になります。また、助成金の振込口座の名義人も、申請者と同じ方になります。

Q 夫婦それぞれが治療を受けている場合、夫婦まとめて申請して良いですか。

A 上記のとおり、申請者は医療機関等証明書の受療者になります。夫が治療した分は夫の、妻が治療した分は妻のお名前で、それぞれ申請してください。

Q 保険適用外の治療についても対象になりますか。

A 先進医療に指定されている治療を除き、助成対象になりません。また、体外受精や顕微授精等は令和4年4月から原則保険適用されますが、年齢制限や回数制限、混合診療のため保険適用外になる場合があります。その場合も、助成対象になりません。

Q 年齢制限や回数制限、混合診療のため体外受精や顕微授精が保険適用外となっている場合、それらと併せて実施した先進医療は助成対象になりますか。

A 先進医療の治療に要した費用のみ、助成対象となります。

Q 体外受精や顕微授精を複数回行っている場合、一連の治療ごとに申請書及び医療機関等証明書を分ける必要がありますか。

A 申請書及び医療機関等証明書のいずれも、治療年度が同じであれば、1部ずつで構いません。ただし、一連の治療の途中でも、治療が年度をまたぐ場合は、2部ずつ必要です（コピー可）。

Q 助成回数に制限はありますか。また、1年度分をまとめて申請しないといけませんか。

A 助成回数に制限はありませんので、必ずしも1年度分をまとめて申請する必要はありません。まとめて申請する場合は、申請期限が過ぎてしまわないよう注意してください。

Q 領収書の提出は必要ですか。

A 必要ありません。

Q 高額療養費や付加給付を受けているかは、どうすれば分かりますか。

A 高額療養費や付加給付は、所得や加入している健康保険によって、その金額や支給の有無、支給を受けるための手続方法、支給額の確認方法等が異なります。そのため、ご自身が加入している健康保険に確認してください。

その他

Q 助成金はいつ頃振り込まれますか。

A 申請から概ね2～3か月後に、申請書に記載された口座に振り込みます。ただし、申請書類に不備等があった場合は、振込みが遅れることがありますので、ご了承ください。

Q 助成を受けた場合、医療費控除は受けられますか。

A 医療費の自己負担額から助成金額を差し引いた金額が、医療費控除の対象となります。詳しくは税務署にお問い合わせください。

Q 京都市の助成事業以外で、不妊治療に関係する助成を受けられる制度はありますか。

A 保険適用の回数制限のため体外受精や顕微授精等を保険適用外で受けた場合は、保険適用で受けた治療と通算して10回までの治療について、京都府が助成を行っています。また、体外受精や顕微授精等を受けるために要した交通費についても、京都府が助成を行っています。京都府の助成制度の詳しい内容については、京都府のホームページ等でご確認ください。

⑥ 不妊・不育に関する相談について

京都市では、不妊や不育等に関する悩みや不安のある方やご家族を対象に、「SNS等を活用した相談支援事業」や「市民公開講座」を実施しています。

治療についての相談だけでなく、今抱えている様々な妊娠・出産に関する悩みや気持ちを相談することもできます。

きょうと妊娠から子育てSNS相談

きょうと妊娠から子育てSNS相談

検索



⑦ 書類提出先・お問い合わせ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地北庁舎6階

子ども家庭支援課分室

電話:075-222-3777 FAX:075-251-1132

※各区役所・支所子どもはぐくみ室(子育て推進担当)及び右京区役所京北出張所保健福祉第二担当でも申請書類等の提出が可能です。

※郵送申請の場合は、分室等に申請書類が到着する日が申請日となります。

※ファックス及びメールによる申請はお受けできません。

【窓口業務の受付時間】

午前8時半～午後5時

※月曜日から金曜日(祝日及び12月29日～1月3日を除く。)



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

【発行所管課名】

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
TEL 075-222-3939 FAX 075-251-1133

この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。
京都市印刷物第071132号 令和7年8月発行